

令和8年度 障がいふくしのしおり広告募集要項

八尾市では、歳入確保の一環として、障がい者手帳等を取得時に配布している「障がいふくしのしおり」に広告を掲載する事業者等を募集します。

1. 広告掲載の対象となるもの

障がいふくしのしおり（障がい者手帳等を取得時に配布する冊子）

2. 発送対象者

障がい者手帳等取得者

3. 募集広告枠、通数など

- 広告枠・サイズ 「障がいふくしのしおり」最終頁（2ページ分：2枠）
1 枠（1 ページ） 縦 260 mm×横 175 mm 9,000 円以上
- 広告の色 フルカラー
- 発行予定通数 2,500冊
- 広告掲載料（税込み） 9,000円以上

4. 応募・申込み

- ① 募集期間 令和8年7月7日（火）から令和8年7月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- ② 受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで
- ③ 提出書類 ・ 障がいふくしのしおり広告掲載申込書兼同意書（様式第1号）※押印不要
・ 委任状（抽選の権限を八尾市に委任する場合のみ）
- ④ 提出方法 ③の様式を市ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入の上、①の募集期間内（必着）に電子メール、窓口持参、FAX、郵送のいずれかの方法により以下の申込み先まで提出してください。

【申込み先】

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号
八尾市役所 健康福祉部 障がい福祉課 （1階17番窓口）
電子メール syougai@city.yao.osaka.jp

5. 広告主の決定

申込内容の審査後、審査に適合した申込者のうち、広告掲載料の最も高い上位2者を広告主に決定する。この場合において、当該広告掲載料が同額の場合は、抽選を行うものとする。また、広告主を決定したときは、その結果等について申込者に「障がいふくしのしおり広告事業者決定通知書（様式第3号）」により通知する。

6. 抽選について

抽選はあみだくじにより行う。障がい福祉課の職員が当選箇所を1ヶ所決め、抽選の対象となる申込者が、あらかじめ割り当てた番号を記入し、当選箇所を選んだ申込者を広告主として決定する。当選箇所を選ぶ順番は申込受付番号の若い順とする。ただし、委任状（様式第2号）を提出した申込者については、当該業務に携わっていない職員が番号の記入を行うこととする。

7. 応募資格

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- ②市税を滞納していないこと。
- ③「八尾市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ④「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- ⑤八尾市広告掲載要綱第4条に該当していないこと。

8. 広告の内容など

- ①決定した広告主において広告原稿を作成する。なお、広告原稿は令和8年8月5日（水）までに障がい福祉課へ提出すること。
- ②掲載する広告の内容等については、「八尾市広告掲載要綱」及び「八尾市広告掲載基準」によることとし、広告の内容に関する苦情等について責任の一切を負うこと。
- ③広告には、広告掲載者の名称及び連絡先を明記すること。
- ④広告の上部には、縦5mm×横10mm程度の大きさで「**広告**」と明記すること。
- ⑤掲載期間は特になく、発行冊数がなくなり次第終了とする。（概ね1年程度を予定）
- ⑥広告の原稿作成までは広告主負担、冊子への印刷経費等は市負担とする。完成した広告の原稿はデータ（jpegまたはpngまたはpdf）及び紙媒体にて提出すること。
なお、広告主で準備いただいた原稿が、市負担の印刷経費での対応が難しい場合は、変更等をお願いする場合がある。
- ⑦広告掲載ページ（冊子中の左右）については、市にて決定いたします。

9. 申込み・問合せ先

八尾市 健康福祉部 障がい福祉課 総務・政策担当
〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館1階 17番窓口
電話：（072）924-3838

※広告掲載しおりには、「広告内容に関する質問等につきましては、広告主に直接お問い合わせください。広告主及び広告内容は、本市が承認や推奨するものではありません。」という文も掲載します。